

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見提出者一覧  
(審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの)

(意見提出順、敬称略)

	意見提出者
1	個人
2	株式会社ケイ・オブティコム
3	一般社団法人テレコムサービス協会
4	株式会社NTTドコモ
5	ソフトバンク株式会社
6	KDDI株式会社
7	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対して寄せられた意見及び考え方（案）  
（審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの）

A 電気通信事業法施行規則第23条の9の3

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見A-1 本省令改正案に賛同。		考え方A-1	
<p><b>【意見対象箇所】</b> 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案第23条の9の3及び様式</p> <p><b>【意見内容】</b> (再掲) 第二種指定設備設置事業者の接続約款の記載事項及び卸電気通信役務の届出事項を追加する本省令案に賛同いたします。</p> <p align="right"><b>【株式会社ケイ・オプティコム】</b></p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>本省令改正案は、接続に際しての予見可能性を高めるものと考えられる。</li> </ul>	無
意見A-2 網改造費用の額を予め接続約款に記載することは困難。本省令改正案は、算定方法や案分方法を記載するものと認識。		考え方A-2	
<p><b>【意見対象箇所】</b> 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案第23条の9の3</p> <p><b>【意見内容】</b> 他事業者の請求に応じて個別に開発する機能（網改造機能）の開発に要する費用（網改造費用）については、開発が完了して初めてその費用が固まるものであるため、内容が不明な他事業者からの接続請求の内容を予見して予め接続約款に掲載することは困難です。</p> <p>今回の改正案の趣旨は、網改造費用の額を接続約款に規定することを求めるものではなく、その算定方法や按分方法について具体的に記載することを求めているものと理解しています。</p> <p align="right"><b>【KDDI株式会社】</b></p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>本省令改正案において、「機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものにあつては、その公正妥当な算定方法（案分方法を含む。）」を接続約款に記載することとしており、いわゆる網改造料については、その算定方法及び案分方法の記載について規定をしている。</li> </ul>	無

B 電気通信事業報告規則

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見B-1 本省令改正案に賛同。MVNOにおける円滑な事業運営、MVNO市場の健全な発展に寄与すると考える。	再意見B-1	考え方B-1	
<p><b>【意見対象箇所】</b> 電気通信事業報告規則の一部改正案</p> <p><b>【意見内容】</b> (再掲) いずれの省令改正内容につきましても、接続条件の透明性・適正性等の確保、接続料および卸電気通信役務提供の業務にかかる検証可能性の向上に資するものであり、これによりMVNOにおける円滑な事業運営、MVNO市場の健全な発展に寄与すると考えますので、本案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;"><b>【一般社団法人テレコムサービス協会】</b></p>	<p>(再掲) 提供条件の透明性等を確保するという観点から、接続約款記載事項として「役務利用管理システム」及び「SIMカード」に関する事項を追加する改正案は有効であると考えます。</p> <p>また、料金の適正性・公平性を確保するという観点から、「回線管理機能」及び「SIMカード」を第二種指定電気通信設備接続料規則に定めることとする改正案も有効であると考えます。</p> <p>以上のことから、一般社団法人テレコムサービス協会殿の「改正案に対して賛同する」という意見に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社ケイ・オブティコム】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本省令改正案は、接続や卸電気通信役務の条件について、透明性、検証可能性を向上させるものと考えられる。</li> </ul>	無

C 平成 28 年総務省告示第 107 号

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見C-1 本改正告示案に賛同。特に第2条第1項第6号に規定する網改造料の見込み額の公表は、MVNOの予見可能性を高めるものであり、公表されることが望ましい。</p>	<p>再意見C-1</p>	<p>考え方C-1、C-2</p>	
<p><b>【意見対象箇所】</b> 平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）の一部改正案</p> <p><b>【意見内容】</b> 第二種指定設備設置事業者に対して、本告示案で示された事項の情報開示義務を課すことは、第二種指定設備設置事業者と MVNO 間の情報の非対称性を軽減する取り組みであり、本告示案に賛同いたします。この措置に加えて、第二種指定設備設置事業者が本告示に則って適切に情報開示を行っていることについて、総務省殿において適時確認いただくよう要望します。</p> <p>また、「平成 28 年総務省告示第 107 号第二条第六号（見込みの額に関する情報）」については、見込みの額と実際の額との乖離に対する懸念はあるものの、新規参入する事業者にとっては予見性の観点で有用な情報と考えられ、既存の事業者にとっても今後追加される新機能について予見性が高められるものと考えます。そのため、見込みの額の算定に関する前提を明確にするなどして、乖離額が生じることへの配慮を行った上、公表することが望ましいと考えます。</p> <p>なお、必要に応じて見込みの額と実際の額の乖離が生じた要因を検証していくことも有効であると考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社ケイ・オプティコム】</b></p> <p><b>【意見内容】</b> 第二種指定設備設置事業者による情報開示は、MVNOにおける事業運営にとって非常に重要でありますの</p>	<p>第二種指定設備設置事業者による情報開示は、弊社の事業運営においても非常に重要であることから、第二種指定設備設置事業者による情報開示義務を追加することは大変意義があるものと考えており、一般社団法人テレコムサービス協会殿の「告示案に対して賛同する」という意見に賛同いたします。</p> <p>また、第2条第6号に規定された新設の網改造料等に関する見込み額の公表については、新規事業者等の予見性を高める観点から望ましいものと考えており、一般社団法人テレコムサービス協会殿の「網改造料等に関する見込み額の公表が望ましい」という意見に賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【株式会社ケイ・オプティコム】</b></p> <p>本改正案では、改正概要に記載の通り、「第二種指定電気通信設備接続料規則で定める機能の接続に当たって利用する必要のある機能に係る取得すべき金額であって、MVNOの接続請求に応じて個別に開発する機能に係るもの、又は機能の開発に要した費用を利用する事業者数で案分することにより金額が変動するものについて、あらかじめその実額が接続約款に記載できないものの見込み額」について、情報開示の対象とされているところ、データ伝送交換機能の接続にあたり、利用が必須であって、かつ提供実績のある機能に係る見込み額がそれに該当するものと認識しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いわゆる網改造料の見込み額の公表について、その額に変動要素があることは事実だが、額の算定の前提条件等を明確にし、見込み額からの乖離に関する注意喚起を行うことで接続事業者の実際の負担額についての誤認を抑止できると考えられることから、当該注意喚起等を行った上で公表することが、その予見可能性向上の見地から、適当。</li> <li>なお、総務省では、制度改正後の運用状況についても、市場検証会議の「移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認」等を通じ、引き続き状況確認を行っている。</li> </ul>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>で、今回示された各事項について第二種指定設備設置事業者による情報開示義務を追加する本案に賛同いたします。</p> <p>特に、第2条第6号に新設の網改造料等に関する見込み額の公表については、新規参入しようという事業者等の予見可能性を高め、多様なMVNOの出現、さらにはサービスの多様化・高度化による利用者利便の向上につながるものであり、望ましいと考えます。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>当該見込み額は、事業者要望、ネットワーク機器ベンダからの調達時期、及び案分事業者数等によって負担額が変動するものであることから、その公表が新規参入するMVNO事業者にとって予見性向上に資するものとはなり得ず、実際の額との乖離が生じた場合に却って混乱を招く可能性があるものと懸念しております。</p> <p>また、本制度整備はMVNO事業者の予見性向上を目的としたものである点を踏まえれば、既存のMVNO事業者においても、今後追加される新機能については、一定の前提条件に基づく見込み額を公表する方法ではなく、事前協議等において事業者ごとの個別の要望を確認し、当該要望に応じた概算額を申込みの前に早期提示する方法とすることが適当と考えます。</p> <p>【株式会社 NTT ドコモ】</p> <p>また、株式会社ケイ・オプティコム（以下、「ケイ・オプティコム」と言う）の意見において、「既存の事業者にとっても今後追加される新機能について予見性が高められるもの」と主張されておりますが、本改正案の趣旨は、第二種指定電気通信設備接続料規則（以下、「接続料規則」と言う）で定める機能の接続に当たって利用する必要がある機能に係る取得すべき金額が対象であり、今後追加される新機能についての見込み額の公表を求められているものではないと考えます。</p> <p>【KDD I 株式会社】</p> <p>第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用（以下、「網改造料」</p>		

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>という。)は、他事業者との個別協議により仕様等を確定した上での開発により発生する費用であることから、見込み額として全ての事業者に一律同条件を前提とした画一的な金額を開示することは、そのような費用の性質から馴染まないものと考えます。</p> <p>しかしながら、他事業者の予見性確保のために、網改造料の見込み額を予め開示することが有効と判断し義務化されるのであれば、開示の条件として以下を許容していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ある程度提供実績のある機能に限ること（提供実績の乏しい既存機能や、今後追加される新機能の見込み額開示は不可）</li> <li>② 先述のとおり網改造料は個別協議により仕様等を確定した上で開発することにより発生する費用であることから、他事業者の請求内容により、見込み額と実負担額に乖離が生じることは避けられないこと</li> <li>③ 「見込みの額の算定に関する前提」については、予めの開示は不可であること（通常は一般に開示せず、NDA締結の上個別に開示する情報（設備の設置場所やスペック等、弊社ネットワークに係る詳細情報等）が含まれる場合があるため）</li> </ul> <p>また、「必要に応じて見込みの額と実際の額の乖離が生じた要因を検証」とありますが、先述のとおり見込み額と実負担額の乖離発生は費用の性質上やむを得ないものである以上、このような検証の有効性はなく、実施の必要性はないものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>テレコムサービス協会殿の意見に賛同いたします。</p> <p>特に直接サービス提供している立場のMVNOにとって、MNO網における障害情報の通知、また、業務システム等の情報については、MVNOにとっての仕様検討、および開発期間に大きく資すると考えられます。</p> <p>【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>		
<p>意見C-2 本改正告示案第2条第1項第6号に規定する網改造料の見込み額は、MVNOの要望内容により変動するため、これを公表することは、MVNOの混乱につながり、予見性の向上に資するものとはならない。接続事業者との協議において要望を確認し、早期に提示することが適当。</p>	<p>再意見C-2</p>		
<p><b>【意見対象箇所】</b> 平成28年総務省告示第107号（情報の開示に関する事項を定める件）の一部改正案 第2条第1項第6号</p> <p><b>【意見内容】</b> 本号において規定される料金は、接続事業者の要望に基づき、個別占有的に利用する電気通信設備や通信用ソフトウェアの設置・改修・開発を行う際の費用であり、事業者要望、ネットワーク機器ベンダからの調達時期、及び按分事業者数の変動等により、負担額が変動するものとなります。</p> <p>仮に目安額を公表した場合、接続事業者の予見性向上に資するものとはなり得ず、却って混乱を招く可能性があるものと懸念しております。</p> <p>なお、現在においては、接続事業者からの申込みに対する回答において、必要となる負担額を提示しております。</p>	<p>網改造料等に関する見込み額の公表については、新規参入しようとする事業者等の予見可能性を高め、多様なMVNOの出現、さらにはサービスの多様化・高度化による利用者利便の向上につながるものであり、望ましいと考えます。</p> <p>MNO各社が示された懸念に対しては、公表いただく見込み額の前条件や算定根拠等を注記しつつ、見込み額と実額との間で乖離が生じることについて十分な注意喚起を行うことで混乱や誤認の発生を抑止できるものと考えます。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p> <p>データ伝送交換機能の利用にあたり必要となる網改造料について、種々の要因により変動があるとしても、算定的前提が明確になれば、MVNOは前提の違いから料金の妥当性を検証することができ、MVNOの混乱を招く可能性は低いと考えられます。この点、乖離が生じることに対して注意喚起を行っていただければ、混乱を招く可能性はさら</p>		

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>本制度整備は接続事業者の予見性向上を目的としたものである点を踏まえれば、一定の前提条件に基づく目安額を公表する方法ではなく、事前協議等において接続事業者の個別の要望を確認し、当該要望に応じた概算額を申込みの前に早期提示する方法とすることが適切と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTT ドコモ】</p> <p><b>【意見対象箇所】</b> 平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）の一部改正案 第 2 条第 6 項</p> <p><b>【意見内容】</b> 今回の告示改正案において、他事業者の予見性確保を目的として「第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものの見込みの額に関する情報」（以下、「網改造料見込み額」という。）の開示が定められています。</p> <p>弊社は他事業者と守秘義務契約を締結後、必要に応じ協議や事前調査申込回答等を通じて他事業者の要望等を確認しつつ、現在接続事業者に提供している機能に関する網改造料見込み額を提示しており、他事業者の予見性の確保に取り組んでいることから、網改造料見込み額を予め開示するまでの必要性はないものと考えます。</p> <p>また、網改造料は他事業者との個別協議により仕様等を確定した上で開発することにより発生する費用であり、全ての事業者に一律同条件で開発する性質のものではないため、その見込み額を予め開示することは困難であると考えます。このような制約の中、仮に、個別協議等において変動する可能性のある料金に関し、他事業者の要望等を未考慮の見込み額の開示を行ったとしても、実額との乖離が生じる可能性があり、結果的に、他事業</p>	<p>に低下するのではないかと考えます。</p> <p>なお、算定に関する前提としては、多めに要件を見積もるのではなく、データ伝送交換機能の利用にあたって最低限必要となる要件もしくはこれまでの実績等から想定される要件によって見積もることが適切と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>株式会社NTT ドコモ（以下、「NTT ドコモ」と言う）、ソフトバンク株式会社（以下、「ソフトバンク」と言う）の意見のとおり、網改造費用は接続事業者の要望に基づいて仕様等を確定した上で開発することにより発生する費用であり、全ての事業者に一律同条件で適用できるものではないため、予見性を確保できる見込み額を予め開示することは困難です。</p> <p>本改正が接続事業者の予見性向上を目的としたものである点を踏まえれば、接続事業者との協議の中で、その要望を踏まえた網改造費用を可能な限り早期に開示する方が望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDD I 株式会社】</p>		

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>者の予見性確保にも繋がらないばかりか、却って当該乖離により実負担額が見込み額を上まいった場合に、協議が難航する等の新たな懸念が生じることも否めません。</p> <p>このような問題を回避するためには、第二種指定電気通信事業者が提示する見込み額はあらかじめ多めに要件を見積もった額（金額としては高めの額）を設定せざるを得なくなることも容易に想定され、その場合、当然のことながら、他事業者の予見性の確保に寄与しないことから、本制度改正の目的を達成することは困難であると考えます。</p> <p>なお、仮に網改造料見込み額を予め開示することを義務化するのであれば、弊社のようにデータ伝送交換機能を利用した接続実績の少ない第二種指定電気通信事業者は見込み額の設定が困難であるといった事情を考慮いただき、ある程度実績を積んだ上で見込み額を開示することを認める等の措置を最低限検討いただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p> <p>【意見対象箇所】 平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）の一部改正案 第 2 条第 6 項及び第 7 項</p> <p>【意見内容】 網改造費用については、接続事業者の要望をもとに個別に開発する機能に応じて変わりうるものであり、要望を伺わないまま予見性を確保できる見込み額を予め開示することは困難です。</p> <p>従って、接続事業者との協議の中で、その要望を踏まえた網改造費用を可能な限り早期に開示の方が接続事業者の予見性を確保できると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDD I 株式会社】</p>			

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見C-3 本改正告示案の適用期間に関する確認		考え方C-3	
<p><b>【意見対象箇所】</b> 平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）の一部改正案 第 2 条第 1 項第 8 号</p> <p><b>【意見内容】</b> 本規定については、新たに定められた算定方法により算定した金額から開示対象となると認識しております。 上記を踏まえれば、「原価に利潤を加えたものに対する原価の比率」については、接続料規則第 4 条第 2 項第 2 号は原価算定期間が 2016 年度（平成 28 年 4 月 1 日）以降のものから、接続料規則第 4 条第 2 項第 3 号は 2018 年度（平成 30 年 4 月 1 日）以降に適用するものから開示すると認識しております。 また、「原価、利潤及び需要の対前算定期間比」については、接続料規則第 4 条第 2 項第 2 号は原価算定期間が 2017 年度（平成 29 年 4 月 1 日）以降のものから、接続料規則第 4 条第 2 項第 3 号は 2019 年度（平成 31 年 4 月 1 日）以降に適用するものから開示すると認識しております。 この点、当該認識に相違が無いか確認をさせていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社 NTT ドコモ】</b></p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>接続料規則改正により新たに算定される接続料の算定期間については、接続料規則第 4 条第 2 項第 2 号は原価算定期間が 2016 年度当初（平成 28 年 4 月 1 日）以降のものから、接続料規則第 4 条第 2 項第 3 号は 2018 年度当初（平成 30 年 4 月 1 日）以降のものから適用となる。</li> <li>また、「原価に利潤を加えたものに対する原価の比率」の開示については、御意見のとおり、接続料規則第 4 条第 2 項第 2 号に係るものは、2016 年度当初（平成 28 年 4 月 1 日）以降に適用するものから、接続料規則第 4 条第 2 項第 3 号に係るものは、2018 年度当初（平成 30 年 4 月 1 日）以降に適用するものから対象となる。なお、「原価、利潤及び需要の対前算定期間比」の開示については、御意見のとおり、接続料規則第 4 条第 2 項第 2 号に係るものは、2017 年度当初（平成 29 年 4 月 1 日）以降に適用するものから、接続料規則第 4 条第 2 項第 3 号に係るものは、2019 年度当初（平成 31 年 4 月 1 日）以降に適用するものから対象となる。</li> </ul>	無

D MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見D-1 本改正ガイドライン案に賛同。工事費の明確化等が図られ、内容が一層充実するものとする。	考え方D-1、D-2	
<p><b>【意見対象箇所】</b> MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案</p> <p><b>【意見内容】</b> 省令案等改正を受けたガイドライン改正に加えて、工事費に関する明確化や早期の情報開示に対する努力義務等が記載されており、ガイドラインの内容は一層充実するものと考えます。</p> <p>MVNOの事業の予見性への観点から、新たに追加された「希望するMVNOに対して、需要などの算定根拠情報を早期に開示することが望まれる」という点について、いつ希望するのか等、その手続きについて明確にさせていただく必要があると考えます。なお、多くのMVNOにとって需要などの算定根拠情報は重要と考えられることから、希望するMVNOではなく、一律に通知いただくことが適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社ケイ・オプティコム】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドライン改正案は、事業展開上の予見可能性の向上に資するものと考えられる。</li> <li>また、本ガイドライン改正案に加え、手続の明確化等の御意見については、総務省では、制度改正後の運用状況についても、市場検証会議の「移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認」等を通じ、引き続き状況の確認を行っていく。</li> </ul>	無
意見D-2 本改正ガイドライン案に賛同。算定根拠情報の早期開示、接続約款に記載される工事費の解釈の明確化等により、MVNOの予見可能性の向上に資するものとする。		
<p><b>【意見対象箇所】</b> MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案</p> <p><b>【意見内容】</b> 早期の情報開示、解釈の明確化等によって、MVNOにおける事業運営上の予見可能性の向上や準備期間の確保等が期待できることから、MVNOにおける円滑な事業運営に寄与するものと考えますので、本案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;"><b>【一般社団法人テレコムサービス協会】</b></p>		
意見D-3 本ガイドライン改正案において、ネットワークのふくそう対策や障害情報について、MNOとMVNOが相互に情報を提供するよう義務化すべき。	考え方D-3	
<p><b>【意見対象箇所】</b> MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン 2(2)4ウ</p> <p><b>【意見内容】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークのふくそう対策については、MNO及びMVNOで連携して実施されることが望ましく、MVNOからMNOへの情報提供についても、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関する</li> </ul>	無

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>当該箇所において、「ネットワークのふくそう対策については、MVNO 及び MNO のネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNO は、MVNO に対して必要な情報を提供することが求められる。」とされているところ、ネットワークのふくそう対策については、MNO から MVNO に対して一方的に情報を提供するだけでは不十分であり、MVNO 及び MNO 双方のネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MVNO と MNO が相互に情報を提供する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p> <p><b>【意見対象箇所】</b> MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案 2 (2) 4) カ</p> <p><b>【意見内容】</b> 当該箇所において、「二種指定事業者は、二種情報開示告示第 2 条第 4 号により、ふくそう、事故等により自身の電気通信役務の提供に生じた支障について、MVNO に通知しなければならない。また、自身が MVNE として他の MVNO に電気通信役務の提供を行っている MVNO においては、MNO 等の提供元事業者から得た当該事故等の情報について、速やかに提供先事業者に情報を提供することが適当である。」とされているところ、利用者保護に係る責務は、MNO のみならず MVNE においても当然に果たされるべきであり、当該事項における MNO と MVNE、双方に求められる責務は同等とする必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p> <p><b>【意見内容】</b> 障害情報の提供は、MNO から MVNO への通知だけではなく、MNO の電気通信役務の提供に支障を及ぼしかねない MVNO の障害情報については当然に、当該 MVNO から MNO に対して通知されるべき事項であると考えます。このため、当該項目については双務的な規定を設けるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDD I 株式会社】</p>	<p>ガイドライン 2 (2) 4) ウにおいて、ネットワークのふくそう対策について、「電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNO と MNO との間で十分な協議が行われることが求められる。」と規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の MVNE 及び MVNO においても、ふくそう事故等により自身の電気通信役務の提供に生じた支障について、双務的に通知する義務を設けるべきとの点については、総務省は平成 27 年以降、報告義務のある電気通信事故に関し、電気通信事故検証会議等により検証を行っており、当該検証等を通じて出て来た課題について、必要に応じて制度化を含めた対応を行っていく。</li> </ul>	

E その他について

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見E-1 「SIMカードの提供を求める行為は、接続請求の一環をなす」かどうかについて、電気通信紛争処理委員会の答申（2017年1月）まで明らかにして来なかったのは総務省の瑕疵。</p>		<p>考え方E-1</p>	
<p>2017年1月に電気通信紛争処理委員会の答申が出るまで「当該SIMカードの提供を求める行為は、接続の請求の一環をなす」かどうかを明らかにしてこなかったことは、総務省の瑕疵です。日本通信が申し立てをしなれば、今でもSIMカードの種類と機能について接続約款に明記されることはなかったでしょう。</p> <p>すでにMVNOへの差別的な機能制限が掛けられたMNO端末が何千台も流通しているはずです。iOS端末についてはキャリア設定の変更により即座に制限を解消できるとしても、Android OSほかの端末については端末ごとにソフトウェア更新が必要で、どうせ既存販売分はそのままです。</p> <p>KDDIはVoLTE対応SIMカードのICCIDをMVNO個別に変更することで、2年半にわたってMVNOの活動を妨害できましたし、ソフトバンクも特定のiPhone/iPad対応SIMカードのIMSIをMVNOに使わせないことで、日本通信のサービス開始を半年以上遅らせることに成功しました。</p> <p>業務改善命令が出た時点で従えば良いだけの話で、課徴金や罰則などありませんから、結局は「やったもの勝ち」がはびこる業界です。</p> <p>総務省の無能ぶりには本当に頭が下がります。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ MVNO向けのSIMロックへの対応については、個別事案での対応が先行したのは事実であるが、総務省では、平成28年に、電気通信紛争処理委員会への諮問等に際して、SIMロックがなされた端末と接続請求事業者の設備による通信を可能とするSIMカードの提供を接続請求先に求める行為が、接続請求の一環をなすものとの理解を明示した。</li> <li>・ 上記の動きとは直接の関係はなく、従来よりSIMカードの提供に係る接続事業者の負担額は接続約款に規定されていたのであるが、本省令等改正案は、総務省が、平成28年末から第二種指定電気通信設備に関する接続や卸電気通信役務の業務の状況について調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保し、移動電気通信市場における公正競争環境を向上させることを目的として、策定したものである。</li> <li>・ また、総務省においては、制度改正後の運用状況についても、市場検証会議の「移動系通信に関する電気</li> </ul>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>通信事業者の業務の状況等の確認」等を通じ、引き続き状況確認を行うとともに、MVNO を含めた移動通信市場の公正な競争確保のための取組を進めていく。</p>	
<p>意見E-2 第一種指定電気通信設備制度の見直しの対応と第二種指定電気通信設備制度の見直しの対応がアンバランス。</p>		<p>考え方E-2</p>	
<p>【意見対象箇所】 その他 【意見内容】 昨今、移動体通信市場においては、MVNO 等のニーズも踏まえ、端末購入補助に関する議論や接続料に関する制度見直し（利潤算定方法の見直しやデータ需要の見直し等）議論が活発に進められています。 一方、固定通信市場においては、ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を設置する事業者に係る制度について、FTTH のサービス卸料金の高止まりやメタル接続料の急激な上昇など、様々な制度的課題が顕在化しており、接続事業者等からその見直しを求める声が挙がっている状況の中、「接続料の算定に関する研究会」等でようやく議論が開始されたものの、第二種指定電気通信設備制度と比較して対応が遅いことは明らかであり、結果としてユーザ利便の向上が図られていないものと考えます。 この結果、第一種指定電気通信設備制度と第二種指定電気通信設備制度の間において、下記のようなアンバランスな事態が生じています。 (1) ボトルネック性を有していない第二種指定電気通信事業者に対し、第一種指定電気通信設備制度には存在しない規制が一部導入されていること (具体的例) ・非指定電気通信設備である SIM カードの料金算定方</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>本省令等改正案は、総務省が、平成 28 年末から第二種指定電気通信設備に関する接続や卸電気通信業務の業務の状況について調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信業務の提供条件の透明性・適正性等を確保し、移動電気通信市場における公正競争環境を向上させることを目的としている。</li> <li>必要な制度見直しを迅速に行うことに、「異様に短期間」等の評価を与えることが適当とは思われない。</li> <li>御意見の第一種指定電気通信設備制度に関しても、総務省では、「接続料の算定に関する研究会」等を通じ、電気通信事業における競争基盤となる接続を巡る諸論点について議論、検証を行っているところであり、必要となる対応は適切に行っていく。ただ、第一種指定電気通信設備との接続に際して必要とされていない SIM カードについて、第一種指定電気通信設</li> </ul>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>法等を接続料規則に定めるよう検討がなされていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・網改造料見込み額の事前開示の検討がなされていること</li> <li>・接続料の利潤算定において第一種指定電気通信設備に認められるような裁量が認められていないこと（負債圧縮の考え方等）</li> </ul> <p>(2) 第一種指定電気通信設備制度と第二種指定電気通信設備制度の見直しに関し、接続事業者等からのニーズがある状況は同等であるにも係わらず、第二種指定電気通信設備制度の見直しのみ異様に短期間で制度見直しが議論され、規制制度の改変速度が著しく速いこと</p> <p>(具体的例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「電気通信事業分野における市場検証(平成 28 年度)」年次レポート(案)の意見募集が行われる以前に本省令改正案の意見募集が開始される等、第一種指定電気通信設備制度とは明らかに異なるスピード感で制度改正が進んでいること</li> </ul> <p>このように第二種指定電気通信事業者に対してのみ規制強化が大きく進展することは、電気通信市場全体で見た場合、公正な競争環境を阻害する結果に繋がることも考えられることから、今後は指定設備制度間で不均衡な扱いとならないよう、十分配慮いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		<p>備の制度で扱われないことなどをもって「アンバランスな事態」と評価することは適当とは思われない。また、第一種指定電気通信設備制度に関しては、いわゆる網改造料は、そもそも適用対象が不必要に拡大されないよう議論がなされてきている。</p>	